

# 医療安全管理指針

特定医療法人社団三光会

誠愛リハビリテーション病院

# 誠愛リハビリテーション病院 医療安全管理指針

## I. 医療安全管理に関する基本

### 【目的】

本指針は、誠愛リハビリテーション病院において、医療安全管理に必要な事項を定め、医療の安全管理のためのチーム医療体制を確保し、良質で安全な医療の提供に資することを目的とする。

### 【基本的な考え方】

1. 医療事故が発生した場合、全職員が誠意を尽くし救命処置を行い、生命の安全を確保し、治療に最善を尽くすと共にその発生原因を調査分析し、今後の事故防止とその対応について委員会で検討するとともにマニュアル等を整備する。
2. 患者と医療者は、密にコミュニケーションを図り、日常から信頼関係を維持するよう行動することを指導する。
3. 病院全体として医療事故防止に取り組むために、各職種の横断的な組織を設けてチームとして対応する。
4. 早期に状況を把握することが重要であるため、報告の徹底を図るとともに、報告内容の分析を通じて医療事故防止に活用する。
5. 安全な医療を提供するために、医療の質の維持と継続的向上を図る。

## II. 医療安全管理に関する委員会及び組織に関する基本方針

医療安全管理者を委員長とする医療安全管理委員会を設置し、医療安全管理に関わる体制の確保及び安全性の向上に努めるものとする。また、医療安全管理委員会の下に、事故対策委員会、医薬品安全管理委員会、医療機器安全管理委員会、院内感染対策委員会を置くものとする。なを、医療事故対策委員会は、情報の収集・分析及び方策の企画立案等に当たることとする。

### 【委員の構成】

院長、副院長（医局、看護部、リハビリテーション部）、管理部部長、看護部次長、医事課課長、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者、専任医療安全管理者

### 【委員会の運営】

1. 委員会は月に1回 第1木曜日 9:00より開催する。
2. 本委員会は、定例とする他の委員会等と併せて開催することができる。
3. 委員会開催後、速やかに議事の概要を作成し、これを保管する。

## III. 医療安全管理のための研修に関する基本方針

### 【医療安全管理のための職員研修】

1. 研修は、医療に関わる安全管理のための基本的な考え方および具体的方策などについて職種横断的に開催し、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るとともに、本院全体の医療安全を向上させることを目的とする。
2. 研修は、年2回程度定期的で開催する他、必要に応じて開催する。

3. 新人医療職対象の研修は必修とし、中途採用者等や復職者についても適宜開催する。
4. 医療安全推進に必要な専門研修の開催ならびに外部機関研修会等への参加を図る。
5. 研修を実施した場合、実施内容（開催または受講日時、出席者、研修内容）を記録する。

#### 【研修への参加】

本院職員は、研修が実施される際には、極力、受講するように努めなければならない。

### IV. 事故報告等、医療に関わる安全確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針

1. 医療事故等の院内報告制度を導入する。
2. 病院の安全管理を改善する事を目的として、医療事故等の院内報告制度（インシデント・アクシデントレポート）を導入し、病院内で発生した医療事故等を把握・分析する。
3. 本方針に従って報告を行った職員に対し、これを理由として、職務上において不利益な取扱いを行ってはならない。
4. 管理者等は、医療事故に関わった当事者に対して、精神的ケアや相談に応じる体制の整備ならびに当事者の個人情報保護等に十分配慮しなければならない。

### V. 事故等発生時の対応に関する基本方針

医療事故が発生した場合は、迅速に患者の救命や回復に全力を尽くし、「医療事故対策マニュアル」の医療事故発生時の対応（P63）等に基づき対応することとする。

### VI. 医療従事者と患者間の情報の共有に関する基本方針

1. 患者との情報の共有に努め、診療録の開示請求があった場合は、診療情報の開示に関する規程等に基づき対応する。
2. 本指針は、患者ならびにその家族から閲覧の申し出があった場合には、速やかに閲覧に応じるものとする。

### VII. 患者からの相談への対応に関する基本方針

1. 患者が安心して医療を受けられる環境を整えるために、患者ならびにその家族等からの相談や苦情に速やかに適切に応じるため「患者相談窓口」を置く。
2. 相談を行った患者や家族等に対しては、これを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。
3. 相談を受けた内容等について職務上知りえた内容を、正当な理由なく他の第三者に情報を提供してはならない。

### VIII. その他の医療安全推進のために必要な基本方針

1. 医療事故情報収集等事業に対し、該当事例の報告を行う。
2. 医療安全管理委員会は、本指針を全職員に周知徹底する。
3. 本指針は、医療安全管理委員会において、定期的な見直し並びに医療法の改正等必要に応じて改訂を行う。

付則 この指針は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する

改訂 平成 20 年 11 月 1 日

改訂 平成 21 年 4 月 28 日

改訂 平成 23 年 5 月 16 日

改訂 平成 28 年 4 月 1 日

改訂 令和 2 年 10 月 1 日

改訂 令和 5 年 10 月 23 日